

議案第11号資料

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例新旧対照表

改正後		現行													
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td><u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> <td><u>法別表第2の26の項の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>法別表第2の26の項の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの	
事務	特定個人情報														
鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略														
鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの															
<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>法別表第2の26の項の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの</u>														
事務	特定個人情報														
鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略														
鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの															